

令和2年6月18日(木)

開会（9：54）

○森本将司委員長

開会宣言。出席委員が定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、補正予算1件、条例の一部を改正する条例6件の計7件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。新型コロナウイルス感染拡大に伴った緊急事態宣言もすべての地域で解除され、当市における公共施設等の景観も全部平常通りになってきた。明日からはプロ野球が開幕する運び。J2も来週の土曜日からは再開される状況。しかし、必ず来るとされている第2波、第3波に備えて新しい生活様式として、しばらくは警戒を強めていく必要がある。長期戦になるが皆様方も健康にご留意いただきたい。本日、当常任委員会に付託されている案件は補正予算1件、条例改正6件だがよろしく審議願いたい。

議第50号 令和2年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ256万2千円を追加し、歳入歳出の総額を35億5,306万2千円とするものであります。

歳出としては、第7款諸支出金 第1項償還金及び還付加算金 第2目償還金において、令和元年度に概算払いにより交付を受けた40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料を財源とする支払基金交付金の精算に伴い生じた返還金を増額しました。一方、歳入の第7款繰入金 第2項基金繰入金では、歳出に計上した前年度の精算に伴う返還金の増額分に充てるため同額を増額するものであります。

質疑

○丸山孝博委員

256万2千円で基金残高はどれくらいになるか。

○須貝福祉介護課長

昨年度末における基金残高は、2億4,309万3千188円です。残高はおよそ2億4千万円になります。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第52号 胎内市手数料条例の一部を改正する条例

○須貝市民生活課長説明

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料の規定を削除するものであります。

質疑

○渡辺栄六委員

今通知カードを持っている方の効力はどうなるのか。

○須貝市民生活課長

通知カードには、住所、氏名、生年月日等が記載されているが、その記載された内容に変更がない場合は、これまでと同様にマイナンバーを証明する書類として使用できる。ただし、これから通知カードが廃止になるので、今後、氏名住所等の記載が変わっても変更の手続きはしませんので、それを使用することはできない。

○渡辺栄六委員

国民一人一人に個人番号が与えられますが、新たに個人番号を持つ人、新生児になると思うが、その方への通知方法はどうか。

○須貝市民生活課長

これから出生等によって新しくマイナンバー、個人番号が附番された方には個人番号通知書が送付されます。その個人番号通知書は、今までのような通知カードのようにマイナンバーを証明する書類としては使用できません。あくまでもマイナンバーの附番された番号の通知のみの効力となる。

○渡辺宏行委員

通知カードが廃止になる理由は、マイナンバーカードの登録者数は。

○須貝市民生活課長

通知カード廃止の目的は、マイナンバーカードへの移行を強力的に推進するという政府の目的がある。マイナンバーカードの交付の状況は、5月末時点において3,272名に交付している。率にして11.14%です。

○渡辺宏行委員

これは確か5月25日で廃止になったよね。身分を証明する有効な一つの方法として通知カードを使用していたが無くなった場合の証明をする方法は。

○須貝市民生活課長

通知カードは写真が貼付されていなかったもので、これまでも身分証明書には使用できなかった。例えば個人番号を企業に知らせる際に使用していた。これから個人番号を証明するものとしては、氏名住所に変更がなければこれまでどおり通知カードは使用できる。それ以外では、マイナンバーカードを取得するかマイナンバー記載の住民票の写しを代わるものとして使用することになる。

○渡辺宏行委員

通知カードは身分を証明するに値しないものだった。今まで通知カードの番号は別な意味での利用の仕方だったのか。実際住所変更や記載事項変更がない場合は今後ともそのまま継続できる。ただし、身分証明ではないと。マイナンバーカードは市役所ですぐ作れるのか。

○須貝市民生活課長

渡辺委員の言うとおりの通知カードには写真がついていなかったため身分証明書にはならなかった。申請は、スマホやパソコンを通じてできますし、市役所に直接来て申請もできる。申請後3週間から1か月かかるが、マイナンバーカードがJ-LISという機構から市役所に送られてきて交付となる。

○森田幸衛委員

先ほどの個人番号付き住民票は、普通に請求してもらえるのか。

○須貝市民生活課長

申請するときに、番号入りの住民票と番号なしの住民票があるのでどちらか一つを選択する。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第53号 胎内市在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例

○須貝福祉介護課長説明

これは月額5千円の介護手当を支給する本条例に規定する介護手当の受給資格の要件のうち短期入所サービスの1月の利用日数によって当該月の手当が受けられるか否かを判定する基準の日数について、これまでは1月につき5日までとしていたものを15日までに拡大することについてお諮りするものであります。改正の趣旨は、条例の目的を在宅で介護している介護者の慰労と生活支援、福祉の増進を図ることに改め、その目的に鑑み介護者が在宅介護の手を離れ休養や余暇を楽しむ機会を増やすことや家事等の負担を軽減するために短期入所サービスを半月まで利用を増やしたとしても手当を受給することができ、ひいては在宅介護をよりしやすくし生活支援の一助となるように改めるものであります。この改正により昨年度申請した57人のうち短期入所の利用日数の基準を満たさないことを理由に受給できなかった方は4名程度であったが今後その方々は受給対象となり加えて新たに申請される方も徐々に増えていくものと考えている。

質疑

○丸山孝博委員

第7条第5号で5日を15日にすると説明があったが調べると村上市では前から15日になっている。なぜ今になってやるのか。何かきっかけがあったのかそれとも該当にならなかった4名の方を救済するための課内議論があったのか。なぜ今なのかと15日なのか。

○須貝福祉介護課長

市民の皆様や受給者の声を聞く機会の中で月額5千円ではあるがあてにしている方がいる。在宅で介護しているがショートステイが重要なものでありそれが在宅で介護していても半月程度であれば在宅といえると思うがこれが20日となれば施設サービスの割合が半分以上はいかがかと内部の検討を重ね15日までとした。近隣の状況は市町村によりかなりばらつきがある。村上市にも話を聞き考えが一致したこともある。

○丸山孝博委員

説明のあった該当にならなかった4人の利用日数は。今回の条例改正で救済されるのか

○須貝福祉介護課長

短期入所サービスの利用目的は、介護者休養、冠婚葬祭など様々な理由で取得することから月により相当の違いがある。全く使わない月やフルに利用する月など平均は出してないが基本的には10日程度だった。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第54号 胎内市介護保険条例の一部を改正する条例

○須貝福祉介護課長説明

昨年 10 月の消費税率の引き上げに伴う低所得者対策の一環として介護保険法施行令等が改正され、65 歳以上の第 1 号被保険者のうち所得の少ない第 1 段階から第 3 段階に該当する方の介護保険料の軽減措置が昨年度に続き本年 4 月から拡充されたことに伴い減額幅を引き上げるべく条例の改正を行うものであります。

内容といたしましては、第 7 期介護保険事業計画の計画期間である本年度及び昨年度の 2 か年において本人及び世帯の所得等により第 1 段階から第 15 段階までの所得段階別に定めている保険料額のうち所得の少ない第 1 段階に該当する第 1 号被保険者については、従来から行っていた減額幅を引き上げ年額 71,000 円の基準額に対する割合を昨年度は 45%から 37.5%に保険料の額にすると年額 31,900 円から 26,600 円に引き上げてたが、今年度からは割合を 30%とし保険料の額を 26,600 円から 21,300 円に改めるものであります。第 2 段階及び第 3 段階に該当する第 1 号被保険者については、昨年度は第 2 段階では基準額に対する割合を 75%から 62.5%に保険料の額を年額 53,200 円から 44,300 円に引き下げ、第 3 段階では基準額に対する割合を 80%から 77.5%に保険料の額を年額 56,800 円から 55,000 円に引き下げていたが、今年度から第 2 段階ではその割合を 62.5%から 50%に保険料の額を年額 44,300 円から 35,500 円に改め、第 3 段階ではその割合を 75%に保険料の額を 55,000 円から 53,200 円に改めるものであります。軽減の対象となる被保険者数は 4 月時点で第 1 段階が 1,065 人。第 2 段階が 699 人。第 3 段階が 666 人で合計 2,430 人であります。

質疑

○丸山孝博委員

軽減されることは歓迎するが、軽減された分は全体でプールされるのか、国や県から措置されるのか。

○須貝福祉介護課長

軽減分については、総額の 2 分の 1 が国から 4 分の 1 が県から残りの 4 分の 1 が市の負担という財源構成になっている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 56 号 胎内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○丹後こども支援課長説明

この条例は基準となる国の省令が改正されたことに伴い、条例改正を行うものである。

改正の主な内容は、昨年の改正で家庭的保育事業者等は、その利用終了後の受け皿となるこども園や保育園等の連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合その確保が不要となり、その場合市長が適当と認める連携協力を行う施設を適切に確保しなければならないとなった。この度の改正ではさらに市が家庭的保育事業を受けていた利用乳幼児を優先的に取扱う、入園措置などその利用乳幼児の保護者の希望に基づき引続き必要な教育保育が提供されるよう措置を講じているときは連携施設の確保が不要となるものであります。もう 1 点は、居宅訪問型保育事業において保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育の実施について現在でも利用は可能となっているがこの度の改正により明確化したものであります。現在当市にはこの条例が適用される家庭的保育事業者等はありません。

質疑

○丸山孝博委員

説明では現在それに基づいて対象となる家庭はないということだが、今までは無かったが条例が施行されることで可能になる家庭はあるのか。それでもないということか。事業所がないから。家庭ではないのか。失礼しました。

○丹後こども支援課長

家庭的保育事業等を行ってもらおう事業者が現在市には該当ない。

○渡辺宏行議員

該当ないということは今後でてくる可能性はあるのか。紛らわしい。実際該当がない、やるものが何もない、しかし省令改正によって審議しなければならない。例えば市の子育て支援計画等で先々推移した中で事業所が出てくる可能性は市の人口規模からないのか。すべて充足されていることでもいいのか。

○丹後こども支援課長

現在の保育の現状を考えると小規模のような保育事業や事業所内の保育は可能性としてはないとは言えない。事業所内で未満児の子どもを見てもらえるというのは、おそらく就業しながら子供のいる方にとっては通園させる手間もなくいい条件とは思いますが可能性としては事業所の考えもあるので何とも言えないが、胎内市の規模だとあまり小規模の未満児を見るこのような形のものがあちこちにできて子どもが行くことは今のところあまり考えられない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 57 号 胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○丹後こども支援課長説明

この条例は基準となる内閣府令が改正されたことに伴い、条例改正を行うものである。主な内容は、議第 56 号の内容とほぼ同じであるが昨年の改正にさらにプラスしてこの度の改正では市が特定地域型保育の提供を受けていた保育認定こどもを優先的に取扱う入園措置など保育認定こどもの保護者の希望に基づき引続き必要な保育教育が提供されるよう措置を講じているときは連携してその確保は不要となるものであります。現時点において、市ではこの条例が適用となる事業者等はありません。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 58 号 胎内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○丹後こども支援課長説明

この条例は基準となる国の省令が改正されたことに伴い、条例改正を行うものである。内容は放課後児童支援員の資格要件において、現在原則、都道府県知事、指定都市の長が行う研修を修了すること。令和 7 年 3 月 31 日までに研修を修了することを予定していることを含むとされているがこの度の改正により中核市の長の研修が加わり研修の受講機会が広がるものであります。

質疑

○小野徳重委員

中核市はどのような市か。研修内容についてどういった研修であるか。修了証を付与されるものか。市には支援員が何名いるか。

○丹後こども支援課長

中核市は、人口が 20 万人以上の都市であってなおかつ申請してなるものである。人口が 20 万人以上いるから自動的になるものではない。現在、全国で 60 市が指定されているが新潟県にはない。新潟市が 2007 年に政令指定都市に移行した後申請されていない。対象市はあるが申請していない。

○佐久間学校教育課長

研修会の内容は、現在市が受講しているものは県主催の研修会になるが例年秋に開催され 1 回あたり 4 日間のコースとなっている。主な内容は、放課後児童健全育成事業の目的、制度の内容、子どもの発達理解について、保護者との連携協力等の相談支援等 放課後児童支援員として必要となる知識について学ぶ機会であります。支援員の数は、現在五つの児童クラブ合わせて 21 人です。参考までにうち研修修了者は 6 人です。

○小野徳重委員

研修が終わったら修了証が交付されるだけのものなのか。それとも効果測定して資格付与という形か。

○佐久間学校教育課長

放課後児童支援員の資格は県並びに指定都市等の行う研修を修了した者であるので、修了証明書をもって支援員と認定される。

○小野徳重委員

五つの場所に 21 人の支援員で足りているのか。

○佐久間学校教育課長

現在の運営では足りているが例年辞める方もいるので随時募集していかなければならない。今回の支援員の資格についても例年 2 名程度受講して増やすよう取り組んでいる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:35)

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。